

特定非営利活動法人美濃加茂国際交流協会
職員給与の支給に関する規程

第1章 総則

(目的)

第1条 この規程は、特定非営利活動法人美濃加茂国際交流協会（以下、NPO 法人という）の事務局職員の給与の支給に関する事項を定める。

(定義)

第2条 この規程で「給与」とは給料、時間外勤務手当、通勤手当をいう。

(支払の原則)

第3条 給与は通貨で直接本人に支払うことを原則とする。支払い方法は、本人口座への銀行振り込みまたは手渡しとする。

第2章 給料

(給料)

第4条 給料は、別に定める正規の勤務時間による報酬であって、時間外勤務手当、通勤手当を除いたものとする。

2 給料は以下の方法で支払う。

時給制により、1か月につき支払う。

・基本を1時間 1,050円とし、役職、勤務形態、業務経験、職務遂行能力、技能等を考慮して、各職員の給料を代表理事が決定する。

3 新たに採用した者に対する試用期間中（1カ月間）の給料は、第2項に定める基準月額額の8割とする。

(時間外勤務手当)

第5条 時間外勤務手当は週 40 時間を越えて勤務を命じられた者に対し次により支給する。

1時間あたりの賃金 × 残業時間 × 1.25 以上（25%以上）

(通勤手当)

第6条 通勤手当は片道 5 km 以上の場合、1か月 1,000円支給する。

(昇給)

第7条 事務局職員の昇給については、理事会で検討し代表理事が決定する。

(支給日)

第8条 給料は、翌月 10 日に支払うものとする。但し、時間外勤務手当については、当該月分を翌々月 10 日までに支払うものとする。

(計算期間)

第10条 給料の計算期間は毎月 1 日より月末までとする。

(月の途中で給料に変更があった場合の取り扱い)

第11条 諸手当の変更、役務の任免等により月の途中で給料に変更があった場合は、新旧給料を各々日割計算してその合計額を支給する。

(休職期間中の給料)

第12条 休職期間中の給料は支給しない。但し、休職事由に変更があった場合は、新旧給料を各々日割計算してその合計額を支給する。

(死亡した場合の給料)

第13条 月の途中で死亡したときは当月分給料又は当月勤務予定時間給はその全額を支給する。

(年次有給休暇)

第14条 年次有給休暇が付与される要件を満たす場合、有給休暇の支払いは通常の賃金から算出する。

(給料よりの控除)

第15条 次の各号の金額は本人との話し合いの上で給料より控除する。

(1) 所得税

(2) 健康保険料、介護保険料、厚生年金保険料および雇用保険料

附則：この規程は、2024年11月5日から施行する。